

改正後

<p>第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>一 法第一百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。</p>	
区 分	講習の基準
一 〔略〕	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること</p>
二 一の項に掲げる者以外の者	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること</p>

改正前

<p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p>	
区 分	講習の基準
一 〔同上〕	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること</p>
二 一の項に掲げる者以外の者	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること</p>

	<p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>四 二時間以上行うものであること。</p>
<p>二 法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。</p>	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について</p>
<p>区分</p>	<p>講習の基準</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六</p>	

	<p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>四 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。</p> <p>五 三時間以上行うものであること。</p>
<p>二 「同上」</p>	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について</p>
<p>区分</p>	<p>講習の基準</p>
<p>一 「同上」</p> <p>二 一の項に掲げる者以外の者</p>	

<p>三   一の項及び二の項に掲げる者以外の者</p>	<p>以上である者であつて、一の項に掲げる者以外のもの</p>
<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について</p>	<p>て行うものであること。  二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。  三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。  四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。  五 二時間以上行うものであること。</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>て行うものであること。  二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。  三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。  四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。  五 二時間三十分以上行うものであること。</p>

三  
[略]

て行うものであること。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。

三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。次号において同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。

四 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。

五 三時間以上行うものであること。

三  
[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第3号 (第3条関係)

2

「略」

第 号

特定任意高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号第2号の表の一の項第2号の表の二の項第2号の表の三の項に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第3条関係)

2

「同上」

第 号

特定任意高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号第2号に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。